【規程番号　行法Ｘ－003】

行吉学園学生寮規程

総　則

（目　的）

第１条　学校法人行吉学園神戸女子大学、神戸女子短期大学は、建学の精神に基づき、教育の一環として住所遠隔で通学が困難な学生のために学生寮を設置する。

２　学生寮は、規律ある共同生活を通して、本学学生にふさわしい円満な人格を養うことを目的とする。

管理運営

（管　理）

第２条　寮には寮監をおく。

（運　営）

第３条　学生部長は学長の命を受け、寮監及び寮生の指導監督に当たる。

（寮運営委員会）

第４条　寮の管理運営に関する諸事項を協議するため、学生課・施設管財課・寮監からなる寮運営委員会をおく。

（学生委員会）

第５条　寮生活の円滑な運営を図るため、寮生からなる学生委員会をおく。

（健康管理）

第６条　寮生の健康管理は学医の指導によって行う。

入寮及び退寮等

（入寮申請）

第７条　入寮を希望するものには、所定の入寮願を学生課に提出しなければならない。

（入寮手続）

第８条　入寮願を受理されたものは、指定の期日までに寮費を納入、その他入寮に必要な手続を完了し、入寮の許可を受けなければならない。

（入寮許可）

第９条　入寮者は、学長が入寮を許可する。

（入退寮の時期）

第10条　入寮は年度始め、退寮は３月中旬とする。ただし、欠員のある場合の補充入寮はこの限りではない。

（入寮期間）

第11条　入寮できる期間は、原則として入学時から１年とする。

２　入寮する者のうち、前項に定める入寮期間満了後、引き続き入寮を希望する者については、１年毎に入寮期間を更新できるものとする。ただし、更新の回数については３回（通算４年）を上限とする。

（退寮許可）

第12条　年度途中に退寮を希望するものは、少なくとも１ヶ月前に寮監に申し出て、所定の退寮願を提出し、学長の許可を得なければならない。

ただし、原則として年度途中の退寮は認めない。

（退寮命令）

第13条　学則・本規程に反したもの、その他寮生として不適当と認められたものに、学長が退寮を命ずることがある。

寮費及び費用弁償

（寮　費）

第14条　寮費は、別表に定める額とする。

２　一旦納入した寮費は、原則として払い戻しをしない。

（費用弁償）

第15条　自己の責任によって、学生寮の建物・施設または備品などを損傷した場合、これによって生じた損害については、実費を弁償しなければならない。

その他

（規程の改廃）

第16条　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

（その他）

第17条　この規程に定めるもののほか、学生寮の運営について必要な事項は、各寮生活規則で定める。

附　則

１　この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

２　平成 11 年 4 月 1 日施行の「神戸女子大学寮規程」は廃止する。

３　平成 14 年 4 月 1 日施行の「神戸女子短期大学寮規程」は廃止する。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

別　表（第 14 条関係）

□神戸女子大学・神戸女子短期大学学生寮

（単位：円）

名　称	入寮費	舎費（年額）	光熱水費	施設費	備　考
行幸寮	50,000	614,000	自己負担	12,000	

＊入寮費は初年度および入寮期間更新時に徴収する。